

# 被爆地ヒロシマが被曝を拒否する

— 過去は変えられないが未来は変えられる —

## 伊方原発運転差止広島裁判

2021  
8/30  
本訴

# 第24回口頭弁論期日 第8陣原告提訴

法廷に、報告会にお越しください

当裁判は取り返しのつかない放射能災害、およびその被曝被害から私たち自身を守るための闘いです。みなさまの参加をお待ちしております

### 2021年8月30日当日スケジュール

原告意見陳述を予定しています  
傍聴・応援にお越し下さい

- 13:00 広島弁護士会館3Fホール 開場
- 13:25 広島地裁前南西角集合
- 13:30 広島地裁へ乗込行進
- 13:40頃 第8陣原告提訴
- 14:00 傍聴券抽選開始(10席程度の見込み)  
進行協議開始 **非公開**
- 14:30 第24回口頭弁論開始 **公開**  
原告意見陳述を予定しています
- 14:45頃までに口頭弁論終了
- 15:00 記者会見・報告会開始
- 16:30頃 終了予定

### 報告会はずいぶん ZOOMで遠隔参加を

参加ご希望の方は下記メールアドレスにてお申し込みください。

✉ [hek@hiroshima-net.org](mailto:hek@hiroshima-net.org)



お申し込みの際、件名を「報告会参加」とし、お名前と所在地(県・市など)をご連絡ください。後ほどURLやパスワードなどをお送りします。

申込締切日: 2021年8月27日(金)

新型コロナウイルス感染拡大状況によっては記者会見・報告会を中止いたします。あらかじめご了承ください。その場合は、webサイト等でお知らせ致します。

【主催】伊方原発広島裁判事務局  
〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203  
E-mail: [saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org)  
URL: <https://saiban.hiroshima-net.org>

☎ 090-7372-4608



### 2021 本訴 次回本訴期日のお知らせ 11/10 水 第25回口頭弁論期日

場所: 広島地方裁判所  
14:30 口頭弁論開始

私たちは毎回、期日ごとに、コンセプトを決めて取組みを行っております。第24回口頭弁論期日の取組テーマは「黒い雨」訴訟広島高裁判決です。

広島原爆から76年、福島原発事故からわずか10年—

# これから日本を覆う 内部被曝被害と 「黒い雨」高裁判決

裏面記事をご覧ください。

# これから日本を覆う内部被曝被害と「黒い雨」高裁判決

2021年7月14日「黒い雨」被害者に対する「完全勝利」を宣言した広島高裁控訴審判決（西井和徒裁判長、絹川泰毅裁判官、澤井真一裁判官）は、国など被告側が最高裁上告を断念したことによって、29日に確定しました。すでに被害者に対する原爆「被爆者健康手帳」の交付も開始されています。この判決は「内部被曝」について極めて重要な判断を下しています。このことは福島原発事故後の日本社会を覆う内部被曝被害を考える上で極めて示唆に富みます。広島高裁判決を垣間見ながら、内部被曝被害について考えて見ましょう。

## 内部被曝被害の可能性はあったのか？

この裁判の最重要争点の一つが、「黒い雨」被曝被害者の人びと（裁判原告84名）が、被爆者援護法1条3号で規定する「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するかどうかです。このことは、原告の人びとが原爆の放射能によって「内部被曝被害」を受けたか、あるいはその可能性があったかが最大争点だった、とあって過言ではありません。というのは原告84名の人びとは45年8月6日、広島原爆投下時、原爆の放射能で外部被曝被害を受けるような地域から遠く離れた地域で「黒い雨に」遭遇し、外部被曝被害が発生したと考えることはできないからです。

## 国側の主張

この問題について被告側（広島市及び広島県それに参加行政庁である厚生労働省—以下「国側」）は、内部被曝はあったかもしれないが、これほどの低線量で「被曝被害」を受けるはずがない、それに「内部被曝は外部被曝より危険だ」という見解もあるが、科学的に見て、被曝被害は受けた被曝線量に依存するのであって、被曝線量が同じならば外部も内部もリスク（危険）は同じだ、内部被曝が特に危険だとするのは科学的に見て間違っている、と主張しました。国側の主張はよく見てみると、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告そのものの内容です。

## 内部被曝の危険

広島高裁控訴審判決はこのような「エセ科学」に誤魔化されませんでした。

判決文は、「黒い雨の人体影響」と題する一節を設け次のように事実認定しています。

### （ア）黒い雨による内部被曝

黒い雨の降る空間には放射性微粒子が充満するため、雨に打たれても打たれなくとも呼吸による内部被曝がもたらされる。また、黒い雨は大地に生育される野菜などの表面に付着して農作物を汚染し、さらに、黒い雨が土壌を汚染し、放射性微粒子が根から吸収され農作物を汚染する。これら農作物を食べることで、内部被曝をもたらす。加えて、黒い雨が流れ込んだ池や川の水に接すると水が媒体となって内部被曝をもたらす。つまり、水に浸けた物には放射性微粒子が付着し、水を飲むと内部被曝する。

### （イ）内部被曝の危険性

内部被曝は、外部被曝に比べ、次のような特徴を持ち、より危険性が高いということができ、放射性微粒子1個で内部被曝するだけで、可能性としては、身体に原爆の放射能の影響を受ける事情が出現することになる。

として次のような内部被曝被害の特徴を挙げています。

- ①内部被曝では、外部被曝ではほとんど起こらないアルファ線・ベータ線による被曝が生じる。（高LET被曝）
  - ②身体中のある場所に定在すると、放射性微粒子の周囲にホットスポットと呼ばれる集中被曝の場所を作る。バースタンダー効果（放射線を照射された細胞の隣の細胞も損傷すること）等を考慮すると、DNAに変性を繰り返させ、癌に成長させる危険を与える。（「細胞間通信の異常」や「ゲノムの不安定性」）
  - ③放射性物質が体外に排出されるか減衰しきるまで、継続的に被曝を与え続ける。（慢性内部被曝あるいは複数回ヒット）
  - ④外部被曝の場合には低線量と評価される状態であっても、内部被曝の場合には桁違いの大きな被曝を与える。（局所的超高線量被曝）
- （同判決文139頁から140頁。下線は引用者及び青字（ ）内は引用者による補足）

このように、高裁判決は、国側の主張する「内部被曝」に関するICRP学説を真っ向から否定したのです。

幸いにして高裁判決は被告側の上告断念で、判決として確定しました。今後は高裁判決を一つの重要な指針として、福島原発事故後の内部被曝対策を実施していかなければなりません。まだまだ間に合います。事故からはまだわずか10年しか経っていないのですから。

さらに詳細な解説パンフレット『「黒い雨」広島高裁判決から私たちが学ぶもの』を作成しました。合わせてご参照ください。